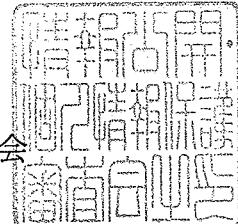


府情個第787号  
平成28年2月23日

特定非営利活動法人情報公開市民センター  
理事長 新海 聰 様

情報公開・個人情報保護審査会



### 理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

#### 記

##### 1 濟問事件

濟問番号：平成28年（行情）濟問132号

事件名：特定の特定秘密指定整理番号の文書の不開示決定に関する件

##### 2 意見書又は資料の提出期限等

###### ① 提出期限

平成28年3月15日（火）

###### ② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき閲覧に供することができるので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支えが

ない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、ご了承願います。

提出先：内閣府 情報公開・個人情報保護審査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39

永田町合同庁舎4階

F A X 0 3 - 3 5 0 2 - 7 3 5 0

(別 紙)

平成 28 年 (行情) 諒問第 132 号事件

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名) \_\_\_\_\_

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、  
情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条の規定に基づき、 諒問  
庁の閲覧に供することは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

[ ]

## 理 由 説 明 書

平成 27 年 12 月 25 日付で受け付けた、内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）による行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）に基づく全部不開示決定処分（平成 27 年 11 月 4 日付け閣副事態第 327 号及び平成 27 年 11 月 4 日付け閣副事態第 328 号。以下「原処分」という。）に対する審査請求については、以下の理由により、原処分維持が適当であると考える。

### 記

#### 1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った、特定秘密指定整理番号「02e-201412-001-2 □ b-001」平成 26 年 1 月 26 日に指定した「■について平成 25 年 5 月及び平成 26 年 2 月に作成された我が国が講じる措置又はその方針」及び特定秘密指定整理番号「02e-201412-002-2 □ b-002」平成 26 年 1 月 26 日に指定した「■について平成 25 年 8 月に作成された我が国が講じる措置又はその方針」との行政文書開示請求に対して、双方ともに、処分庁において法第 5 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当することを理由に開示請求に係る行政文書の全部を開示しない処分を行ったところ、審査請求人から原処分の取消しを求めて本件審査請求が提起されたものである。

#### 2 審査請求人の主張及び原処分について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、「第 2 項記載の処分を取り消すとの決定を求める。」（第 2 項記載の処分とは、原処分のこと）とし、審査請求の理由として、原処分に対し、「法第 5 条第 3 号、4 号、6 号に当たらない。」旨主張しているが、本件 2 件の開示請求に係る行政文書は、全体に渡り、危機管理に関する情報が記載されており、公にすると、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれや、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法第 5 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号に定める不開示情報に該当する。

そして、前述のとおり、本文書は全体に渡り、危機管理に関する情報が記載されており、その分量（枚数等）を含め、開示された場合、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれ等があるため、法第 9 条第 2 項の規定に基づき不開示としたところである。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

### 3 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法第5条第3号、第4号及び第6号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。